

3 報告事項

(2) 令和8年度運行業務に係る特定業者について

令和8年度 飯田市乗合タクシー・市民バス運行業務に係る 特定業者について

令和8年1月に開催された令和8年度乗合タクシー・市民バス運行業務に係るプロポーザル審査会の結果、下記のとおり運行事業者を特定することに決まりましたのでご報告いたします。

1 本業務に適切なものとして特定した業者

乗合タクシーかごこし線運行業務	飯田風越タクシー有限会社
市民バス大休線運行業務	飯田風越タクシー有限会社
乗合タクシー上市田線運行業務	北部タクシー有限会社
乗合タクシー三穂線運行業務	朝日交通株式会社
乗合タクシー川路線運行業務	朝日交通株式会社
乗合タクシー遠山郷高校通学支援線運行業務	南信州広域タクシー有限会社
乗合タクシー竜東線運行業務	南信州広域タクシー有限会社
市民バス千代線、久堅線、三穂線運行業務	南信州広域タクシー有限会社
乗合タクシー山本西部山麓線運行業務	南信州広域タクシー有限会社